

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月18日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 村田 俊満

## 1. 工事概要

- (1) 工事名 那覇空港FACE運用端末設置その他工事
- (2) 工事場所 那覇空港事務所(統合庁舎)：沖縄県那覇市安次嶺531-3
- (3) 工事内容 那覇空港FACE運航情報空港処理サブシステム用端末の設置、及びその付帯設備の設置を行うほか、F I H S 端末の撤去を行うものである。
- (4) 工期 契約締結の翌日から平成31年 1月31日まで
- (5) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。  
なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成29・30年度国土交通省一般(指名)競争参加資格「電気通信工事業」のA又はB等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)  
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成28年10月3日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
但し(3)の再認定を受けている者を除く。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札を参加しようとする者（共同企業体にあつてはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと。  
なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官那覇空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。  
（詳細については入札公告：別紙を参照。）

### 3. 入札手続き等

#### (1) 担当部局

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺 531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課 鈴木  
電話番号 098-859-5106

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成30年6月18日(月)から平成30年6月27日(水)まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)ただし、見積りに必要な図面、仕様書等については、競争参加資格の結果の通知に併せて配付する。

交付場所 1) 3.(1)担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務

所等で交付を受けることができる。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成30年6月18日(月)から平成30年6月27日(水)まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

提出場所 3.(1)に同じ。

申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)することにより行うものとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、平成30年7月12日(木) 17時00分までに、電子調達システムにより提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、開札日時までに3.(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札は、平成30年7月13日(金) 10時00分、那覇空港事務所統合庁舎2階入札室において行う。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定監理(又は主任)技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(5) 専任の監理(又は主任)技術者の配置が義務付けられている工事で

あって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
2. (3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時において、2. (3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (11) その他詳細は入札説明書による。

件 名：那覇空港F A C E運用端末設置その他工事

発注概要：那覇空港F A C E運航情報空港処理サブシステム用端末の設置、及びその付帯設備の設置を行うほか、F I H S端末の撤去を行うものである。

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官那覇空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。  
なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

(1) 大阪航空局の平成29・30年度一般（指名）競争参加資格者のうち「電気通信工事業」、「A又はB等級」の認定を受けていること。

(2) 施工実績

平成15年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記1)又は2)のいずれかの要件を満たす業務の実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。）

1) 同種工事

- ① 航空保安用の施設又は工作物
- ② 航空交通管制情報処理システムのうち端末のみの工事、及びホストコンピュータ（メインフレーム、サーバ）の増設工事  
上記①～②の新設若しくは更新に係る電気通信工事（※1）
- ③ 撤去工事（※2）

2) 類似工事

- ① 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所要の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事。
- ② ①項の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事。  
上記①及び②のうち2件以上の施工実績を有すること。

※1 CORINS 登録のないもの（請負額500万円未満）は類似工事とする。  
また、訓練、評価及び非常用の無線装置、並びに実験局に使用するものも同種工事とする。

※2 以下の施設の撤去工事は同種工事とする。

- ア) 航空交通管制業務に係るレーダー施設  
航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、  
航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、  
精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。
- イ) I L S施設
- ウ) 航空交通管制業務に係る管制卓（通信制御装置）  
航空交通管制業務とは、  
航空路管制、ターミナルレーダー管制、  
進入管制及び着陸誘導管制及び飛行場管制業務をいう。
- エ) 航空交通管制情報処理システム等  
航空交通管制情報処理システム等とは、  
飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、  
ターミナルレーダー情報処理システム、  
ターミナルアルファニューメリック表示システム、  
洋上管制データ表示システム、空域管理システム、  
航空交通流管理システムをいう
- オ) VOR/DME（若しくはTACAN）施設は、VOR、TACAN、DME  
のみの単独工事でも可。
- カ) 航空運航情報業務のうち運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置  
又は対空援助業務に係る通信制御装置
- キ) 対空通信施設（A/G、RAG、ATIS、RCAG及びAEIS等）  
又はNDB施設  
但し、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した上記業務の業務実績の場合においては、業務成績評定の評定点が65点未満のものは除く。

[入札公告：別紙]

- (3) 配置予定技術者は主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）の資格を有し、平成15年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した以下の1)又は2)のいずれかの要件を満たす工事の施工経験を有すること。
- 1) 同種工事  
航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事の新設若しくは更新工事。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されていないものは類似工事とする。
  - 2) 類似工事  
下記の①または②の要件を満たす工事。
    - ① 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所用の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事の施工実績。
    - ② ①の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事の施工実績。  
但し、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が発注した上記業務の業務実績の場合においては、業務成績評定の評定点が65点未満のものは除く。
- (4) 大阪航空局が発注した電気通信工事で、平成28年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

